

神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧

——旧金沢市域の例から——

由 谷 裕 哉

〈論文要旨〉 本稿は、旧金沢市域に位置する神社を事例として、神仏分離以降の郷土史家の言説において藩政期の神社と社僧別当がどのように描かれたか、考察するものである。

事例としての金沢は、藩政期に社人が奉仕した神社がむしろ稀少で、幕末までに存在していた多くの社僧や修験が明治以降に復飾し、神職として新たに神社に奉仕するようになった地域というのが通説である。この対象に関して本稿では、幕末・明治期の郷土史家・森田平次（一八二三—一九〇八）による言説を事例としてとりあげた。

この事例研究から導かれた結論は、次の二点である。

第一に、森田の言説から、当事例における神仏分離の中心に排仏が位置していないと考えられることである。

第二に、森田が復飾した僧や修験を藩政期に神社に従属していた社僧別当として語ったことにより、事実上は神社か寺院か明確にしがたい二〇以上の宗教施設に関して、正規の社人が奉仕していなかった神社であったと見なす偏見が生成したと考えられることである。

〈キーワード〉 神仏分離、社僧、修験、復飾、森田平次

一 はじめに——社僧別当の語られ方——

本稿は、旧金沢市域（およそ、市制施行当時の市域）に位置する神社を事例として、神仏分離以降の郷土史家の言説において神仏分離前の社僧別当がどのように描かれたか、考察したい。

社僧の問題は、日本における神仏習合研究の濫觴であつた辻善之助の二〇世紀初頭の研究でも、触れられてはいた。辻が「神は衆生の一にして煩惱を脱せず」、いわゆる神身離脱の託宣を聞き取つた宗教者の例としてあげた満願や大安寺の恵勝は、そうした存在の前身をうかがわせるような、神社（多度神社および陀我神社）で修行していたか、少なくとも密接な関係を有していた僧だと考えられる。⁽¹⁾ただ、後の神仏習合研究を決定づけた辻の議論は、こうした託宣をおよそ院政期に確立するとされる本地垂迹説へと連続的に繋がる、仏と神との相関関係の初期形態に位置づけてしまったため、社僧という社会的存在に積極的な関心を示すものとはならなかった。

そのためか神仏習合の研究史においては、神社に奉仕する僧という奇妙な存在について、必ずしも掘り下げた考察はなされてこなかったように思われる。とはいえ、通称・神仏分離令の先駆けをなす慶應四年（一八六八）三月の法令に、「諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ復飾被仰出候」云々とあつたように、明治初頭にかけて社僧別当は何よりも唾棄すべき存在と見なされ、神社に関わろうとする場合は復飾すべきことが命じられた。その結果、宗教法人である神社の祭祀者としての僧は、現在全く見られなくなった。

したがって、日本宗教史においていわゆる神仏習合および神仏分離の意義を考察するためには、社僧別当というテーマが重要な課題となるのではないだろうか。その探求のために本稿で事例としてとりあげようとする旧・金沢市域は、これまでの郷土史的記述によつても、藩政期に社人が存在した神社がむしろ稀少で、幕末までに存在していた多くの社僧別当が明治以降に復飾・還俗し、神職として新たに神社に奉仕するようになった地域とされてきた。⁽²⁾

もつとも、この事例に関しての先行する近世史研究は寺社領の一般的な研究からきわめて遅れており、黒印地・

除地の認定さえなされていない。さらに、明治初頭の上知令をめぐる先行研究や活字化された一次史料も、ほぼ存在しない。そこで、実証史家ではない筆者としては、金沢における社僧別当の近世および神仏分離時の実態分析を志向するよりも、神仏分離以降の郷土史家の言説でこのテーマがどう描かれてきたかを探ることが、先決ではないかと考えたのである。

本稿では、次節と第三節で主に活字化された史料に基づき、藩政期における金沢の神社および神仏分離後のその状況を概観し、第四節でこれらを巡る郷土史的言説の傾向を位置づけたいと思う。なお、紙幅の関係から個々に言及する神社の詳細、とくに所在地を省略せざるをえないため、金沢の神社に関する情報を掲載した啓蒙書⁽⁴⁾を適宜参照して頂きたい。

二 藩政期における金沢の神社・概観

本稿が旧・金沢市域の神社に関して、何らかの実態分析を志向するものではないことを既に述べた。とはいえ、この本節では、藩政期における当地の神社について、活字化史料に基づいて必要最低限の概略をしておきたい。

結論から書くと、藩政期に金沢においては、五社と称される、吉田家から裁許を受けた特定の社家によって祭祀されてきた五つの神社を中心として、限定された数社が藩権力から神社と認定されてきたと考えられる。

まず、この五社の称の初見と思われるのが、慶安二年（一六四九）銘の「金沢五社地之由来」である。この史料は、金沢の八幡宮（卯辰八幡とも、後裔が現在の宇多須神社）の神主である紀伊守が、自社を含む五社の社名・社人名や、社によっては簡単な由緒を書き上げたものである。⁽⁵⁾ なお、これは一次史料ではなく、本稿後半で重点的にとり

あげる幕末明治期の郷土史家・森田平次（一八二三—一九〇八）が、幕末にまとめた『国事雜抄』に所収の文書である。森田が一次史料を転写する際に正確に筆写しない傾向があることは指摘されているが、この文書はオリジナルが不在のため『国事雜抄』に従っておきたい。

当該史料で卯辰八幡以外の四社は、安江八幡（現在の安江八幡宮）、田井天神（同、椿原天満宮）、山ノ上春日（同、小坂神社）、才川神明（同、神明宮）とされている。これらのうち小坂神社は、明治維新以降、明治二二年（一八八九）の金沢市成立に至る間、金沢町・金沢市の外（北側）に位置していたため本稿では触れないことにするが、明治以降これら全てが県社となっており、近代の郷土史家の言説はもとより、現在でもこの五社という総称は忘れられていない。

なお、同史料においては、この五社のうち少なくとも安江八幡と山ノ上春日の社人が百姓のような俗名となっているので、この慶安時点では吉田家と繋がりがなかったと考えられる⁽⁸⁾。

さて、一七世紀後半以降、加賀藩では数回の寺社改めが知られているので、そこに書き上げられていた金沢の神社を次に概観したい。すなわち、加賀藩においては延宝二年（一六七四）、貞享二年（一六八五）、寛延二年（一七四九）、文化三年（一八〇六）の少なくとも四回、全藩的な寺社改めが行われたとされる。

まず延宝二年のものは、藩主前田家の菩提所・祈禱所、および特別に外護した寺社、計五一の由緒書を集成した『加越能寺社来歴』（写本が金沢市立図書館蔵）として残されている。旧来研究では、藩から見た「公的寺社」を認定した寺社改めとされていた⁽⁹⁾。

これらのうち、金沢の神社は八幡宮と神明宮の二社のみが由来を提出している。この他に神社の社僧別当とし

神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧

て、東照宮別当・神護寺（天台）および稲荷別当・真長寺（真言）の二寺が、また後世の史料から別当をしていた可能性のある寺院として玉泉寺（時宗）と観音院（真言）が由来を提出しているため、金沢の神社では計六社が書き上げているとする研究もある。⁽¹⁰⁾しかし、これら四寺をも神社と関係づけているのは明治期に書写された際に付されたと考えられる「目録」の記載のみであり、とくに玉泉寺に関しては書き上げられた由来の本文で、何らかの神社との関連は全く触れられていない。なお、真長寺の稲荷は、明治初期に神明宮への合祀により廃祀となった神社で、真長寺の方が寺院として現存している。

以上により、五社のうち八幡宮と神明宮のみが金沢の神社として書き上げていたと捉えておく。

次に貞享二年の寺社改めに際して提出された寺社の由緒書は、既に成立していた触頭制を踏まえ、宗派別に触頭によってまとめられた形で集成され、仏教各派および本山・当山の修験道分については全て残されているらしい（石川県蔵）。しかし、神社は藩全体で六社のみを提出せしめたとされるが、うち二社分が行方不明で、その一社が卯辰八幡宮だとされる。⁽¹¹⁾

なお、明治維新以降に還俗・復飾した天台・真言寺院や修験の書上がここに多く含まれているが、その詳細については神仏分離以降を概観する次節で見ることにしたい。

この他に貞享の寺社改めに伴う由緒書集成として、さらに次の二種がある。まず、藩主の菩提所の他に、寺社領を与えている寺社の由来書の写しを貞享四年（一六八七）に提出させたと言う前書きの、『寺社由来』（金沢市立図書館蔵）である。これには、下白山（現在の白山比咩神社）をはじめ加賀能登の神社がいくつか収められているが、金沢の神社は含まれていない。⁽¹²⁾

もう一つは、寺社改めのあつたと同じ貞享二年に提出されたという、加賀・能登・越中三国の計一一の神社と、本山・当山の山伏頭五寺の由緒書を集成した『御領国神社来歴』（金沢市立図書館蔵）で、これには五社のうち卯辰八幡宮と神明（目次における社名で、本文には才川神明社とある）の二社が含まれている。⁽¹³⁾なお、同史料の集成の根拠も、旧来研究によれば寺社領を与えられたことなどとするが、⁽¹⁴⁾上記『寺社由来』のように史料中にその旨付記されている訳ではない。

以上、貞享の寺社改めについて纏めると、これに伴う三通りの由緒書集成では、延宝の場合と同様、卯辰八幡と神明宮のみが書き上げていたことになる。

第三の寛延の寺社由来は、多くが散逸したとされている。もともと、森田平次の編んだ『加賀志徴』『能登志徴』などの地誌的著作にはこの際の由来書がしばしば言及されているので、両者が著されたと考えられる一九世紀末頃までは完全に近い形でその集成が残っていたとも考えられる。とはいえ、金沢五社のうち延宝由来および三通りの貞享由来全てで言及されない田井天神と今江八幡について、『加賀志徴』で言及されている箇所を見ると、いずれも寛延の由来書は引用されていない。

第四の文化の寺社改めもかなり散逸したとされるが（二部が石川県蔵）、これもまた森田の『国事雑抄』に引用された形で、一部を見ることが出来る。この時期に提出された金沢の神社由緒書で『国事雑抄』に載るのは、順に野町神明・卯辰八幡・田井天神・鍛冶町八幡（現在の安江八幡宮）の四社分である。なお、森田は小坂神社の前身・春日町春日をその次に掲載している。⁽¹⁵⁾

以上、文化三年の由来書の残存状況からあくまで参考情報でしかないが、この時期までに金沢の五社（うち、旧

金沢市域では四社)のみが、藩側からいわば正規の神社と認められていたのではないかと推定できよう。

これについて、一九世紀に関して藩側の視点で書かれた補足データを二つほど掲げておきたい。一つ目は、文化三年の由緒書き上げとほぼ同じ成立時期と考えられる『三州寺号帳』(金沢市立図書館蔵)のうちの、「神号帳」⁽¹⁶⁾。卯辰八幡の神主である厚見摂津守が、自らの触下として金沢・小松などの計一五社を書き上げているが、金沢分は自社である卯辰八幡の他、天神(田井天神のこと)、八幡宮(安江八幡のこと)、神明宮の計四社である。

二つ目は、天保元年(一八三〇)に成立したと考えられる藩選地誌『加越能三州地理志稿』⁽¹⁷⁾である。同書は郡別に編集されているので、金沢城下の寺社は石川郡と河北郡に分かれて解説されている。石川郡の「神廟」の項には白山比咩神社を筆頭に一九社、河北郡の同じ項には一六社が掲載されているものの、金沢城下に位置するのは石川郡の神明祠・八幡祠(安江八幡のこと)・天神祠(田井天神のこと)、河北郡の卯辰八幡祠という、計四社のみである。

以上のように、藩政期初頭から幕末まで金沢城下において藩から認識されていた神社は、いわゆる五社しか存在せず、そのうち旧・金沢市域に含まれていたのは、現在の小坂神社を除く四社であったことを見てきた。金沢では明治維新に際して、神仏分離に伴って天台真言僧や修験の復飾により神社数が急増することになるが、その詳細は次節以降で検討したい。

三 神仏分離以降の金沢の神社——概観および近世の実態との懸隔——

神仏分離直後における金沢の神社については、詳細な同時代史料がほとんど見られない。この因として考えられるのは、明治初期に神社について著されたのがほとんど式内社の比定にまつわる考証であったのに対し、旧金沢市

域に式内社がほとんど存在しなかった（式内論社が一社のみ）ことである。⁽¹⁸⁾

全国的にも、明治四年（一八七二）までのデータに基づいて栗田寛が編纂した『神祇志料』（一八七三）が、また明治七年（一八七四）の教部省による調査に基づいて編まれた『特選神名帳』（一八七六）が、それぞれ刊行されている。しかし、いずれも延喜式内社を主な対象とするものであったため、金沢の神社は一社も言及されていない。

こうした同時代史料ではないが、前節で言及した郷土史家・森田平次の弟子にあたる郷土史家で、大正五年（一九一六）からほぼ独力で『稿本金沢市史』の編纂に当たった和田文次郎（一八六五—一九三〇）が、一九二三年刊の同市史社寺編で明治初頭の金沢の神社について概略しているので、少しだけ見ておこう。上知令（施行は明治四年）以降になってしまいが、和田によると明治五年（一八七二）に石川県庶務課が県下各区の郷社・村社を定めた際、前年の郷社定則に基づいて一区毎に郷社を置き、他を村社としようとしたが、郷社が欠ける区もあったと言う。

金沢における区の配置は紆余曲折を極め、明治五年のものは既に一度改変された後の形態らしいが、第八区から第一四区の計七区となっていたとされる。和田によると、これらのうち第八・第九・第一三・第一四区には郷社が充当されていたが、他の三区は隣の区に位置していた郷社の兼帯だったと言う。これら四つの郷社（うち二社が、藩政期の五社であった神明社を改称した泉野神社と、安江八幡）の他に、和田は村社を一四社あげている。なお、藩政期に卯辰八幡であった宇多須神社は村社とされているが、田井天神はなぜか村社にもあげられていない。⁽¹⁹⁾ ともあれ、金沢の神社は藩政期の五社（旧・市域では四社）から、計一八社に一気に増加したことになる。

和田が書き記したデータは明治初期の戸籍区と郷社との対応など興味深い問題を含むものの、同時代史料ではないので個別の神社名などは割愛したい。さらに、明治一二年（一八七九）頃から全県的に神社明細帳の作成が行わ

神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧

れており、この明細帳は現存している（石川県所蔵）。しかし、かつては皇學館大学の『式内社調査報告』石川県分
 でしばしば言及されていたように、研究用途の利用に対し公開していたらしいのだが、現在は現行の宗教法人の活
 動に障害を与えることと個人情報情報にも関わるという理由で、明細帳の由緒の項目などは非公開（コピーを請求する
 と、そこが墨塗り状態で出てくる）となってしまった。

その代わりに若干の縁起を含む同時代史料として、神仏分離からさらに年月を経てしまいが、明治一四年（一八
 八二）に内務省に提出された『皇国地誌・金沢区誌』を参照することにした⁽²¹⁾。表1に、同史料に掲載されている
 全神社を、社格によって分類したものを示す。招魂社以外の頭に振った番号は同史料への掲載順であり、以下の論
 述でも使用したい。

これらのうち、この時点で県社だった①尾山神社は、五社の一であった藩政期の卯辰八幡宮に合祀されていた藩
 祖・前田利家を、既に一部が破壊されていた金沢城址の一区画に、明治六年（一八七三）祭神として遷座せしめた
 神社である。二〇世紀初頭の明治三五年（一九〇二）、度重なる昇格運動が実り、別格官幣社となった⁽²²⁾。

さて、表に振った番号のように、この明治一四年時点では招魂社を除くと、金沢に計三〇社が存在していたこと
 が分かる。皇国地誌のデータがこの時点において正確だったことを期待するしかないが、神社数についてはまだ流
 動的な部分があることを付記しておきたい。というのも、②児安神社はこの時点では金沢区に入れられていたが、
 明治二二年の金沢市成立に際しては市外となった（現在は、市内に入っている）。また、③出雲神社と④卯辰神社
 は、神社合祀の時期に各々が⑤豊田白山神社および⑥豊国神社に合祀されたことにより、少なくとも史料上からは
 消えてしまうからである。

表1 皇国地誌・金沢区地誌* 掲載分全神社

社格	記載数	詳細 (丸括弧内に、寺院もしくは修験を旧別当と記す場合を付記)
県社	1	①尾山神社
郷社	10	②石浦(真言) ③安江 ④椿原 ⑤泉野 ⑥犀川(修験) ⑦豊国(真言) ⑧金沢 ⑨久保市乙剣(真言) ⑩尾崎(天台) ⑪泉野菅原(寺)
村社	12	⑫豊田白山(寺) ⑬白鬚(真言) ⑭藤棚白山(修験) ⑮諏訪(真言) ⑯関野(修験) ⑰泉八幡(修験) ⑱市媛(寺) ⑲小橋菅原(修験) ⑳出雲(天台) ㉑児安 ㉒卯辰 ㉓卯辰前
無格社	7	㉔八幡(修験) ㉕八坂(修験) ㉖浅野川稻荷(修験) ㉗松尾(真言) ㉘菅原 ㉙琴平 ㉚菅原
その他	1	招魂社

(*M 14・1881 内務省地理局へ提出 『石川県史資料 近代編』1、1974 所収)

この皇国地誌では神社毎に簡単な縁起が付記されていることが多く、そのうち社僧別当などが記されている場合を表1に丸括弧で付記しておいた。別当の固有名詞については割愛したが、表に見られるように宗派が明記されていない場合(⑪、⑫と⑱)があるし、修験(⑥、⑭、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉔)については本山・当山の区分が全て無記載である。そこで、金沢において神仏分離によって別当が還俗・復飾して神社神職となったとされるケースについては、別の史料に依拠する方が妥当性が高いのではないかと思われる。

そこで想起されるのが、さらに時代が下るものの、前節で『国事雑抄』について見た郷土史家・森田平次が明治二九年(一八九六)に編纂した『加賀諸神社縁起』である。同史料は、森田が旧・加賀国内の神社・計五六社の近世縁起を筆録し、集成したという形式となっているもので、収録されている縁起は元禄年間から嘉永年間に及んでいる⁽²³⁾。加賀藩士出身の森田は明治九年(一八七六)に官界を去るまでは、石川県社寺係などとして白山の仏体下山や県内の神社調査などに尽力したことで知られており、この縁起集も役人としてのそうした公務の過程で、各神社所蔵の文書を筆録した手稿を集成

したのではないかと思われる。

我々の関心は各社の縁起そのものではなく、神仏分離後の神社と旧・別当との対応であるので、表2で同史料所収の縁起に別当として署名している寺院・修験を、表1の皇国地誌と対照させてみた。さらに、先に表1で示したうち⑥犀川神社、⑭藤棚白山神社、⑰泉八幡神社という三社は森田の縁起集に収録されていなかったが、他の典拠により別当名が分かるので、表2に追記しておいた。一方で森田の縁起集には、旧・金沢城下にあり明治初頭に廃祀となったとされる神社の旧・別当による縁起が他に四点ほどあげられているが（うち一件が、先に延宝来歴について見た、泉野稻荷社の別当・真長寺）、明治一四年時点の『皇国地誌』には当然言及されないので、煩雑になるためこちらは割愛することにした。

以上を踏まえ、表2の別当名を表1の宗派名などを参考にしつつ、前節で見た延宝期の『加越能寺社来歴』（表では延宝来歴と略）や貞享期の都合三通り（うち一通りは宗派別）の寺社由来（同じく、貞享由来と略）、および雄山閣から写真製版が刊行されている『江戸幕府寺院本末帳集成』⁽²⁴⁾と対応させたデータを、表2の左から四列目以降に追記することにした。

なお、⑳に関しては表1と2で別当寺院の宗派が異なっているが、皇国地誌でも名称は福寿院とされており、当院は他史料でも本山派とされるので、真言という宗派は皇国地誌の誤りだったと思われる。また、㉑と㉒双方の別当として観音院（真言）があげられているのは、森田の縁起集に基づくものである。㉓市媛神社について『皇国地誌』では、元和九年（一六二三）以降「観音院（今豊国神社）境内ニ移ス」とあるものの、その近世および明治初頭の動向は今ひとつ明らかでない。

表2 森田平次『加賀諸神社縁起』に載る金沢の神社中、旧別当を寺院・修験とするもの
(明治初頭に合祀などにより廃祀となった神社は除く)

表1の 番号	神社名(『加賀 諸神社縁起』所 収の名称、同史 料以外の出典は 丸括弧)	別当名(『加賀 諸神社縁起』以 外による場合、 出典を付記)	貞享由来の提出 区分(由来の主 語が「当社」の 場合、その旨付 記する)	貞享由来での土 地言及	『江戸幕府寺院 本末帳集成』(雄 山閣)の掲載箇 所
②	石浦山王社	慈光院	真言宗	本多屋敷内	古義真言宗・高 野山末(上巻)
(⑥)	(犀川神社)	観蔵院(皇国地 誌)、宝久寺(稿 本金沢市史社寺 編)	本山派・山伏頭 (ただし、宝久 寺の前身・蓮華 院について)	地子地	—
⑦	卯辰山王社	観音院	真言宗	利常による塔建 立	古義真言宗・高 野山末(上巻)
⑨	窪市乙剣神社	法住坊	真言宗	屋敷を拝領	古義真言宗・高 野山末(上巻)
⑩	金沢東照宮	神護寺(天台宗)	(提出なし、延 宝来歴に書き上 げ)	(御供米120石、 と三州寺号帳に あり)	天台宗・東叡山 末(上巻)
⑪	泉野天満宮	玉泉寺(時宗)	(提出なし、延 宝来歴に書き上 げ)	(寺領60石を拝 領、と延宝来歴 にあり)	時宗・清浄光寺 末寺(中巻)
⑫	金沢三社白山	常光寺	天台宗	宮屋敷は拝領地	天台宗・西養寺 末(上巻)
⑬	木新保白鬚社	持明院	真言宗(ただし、 「当社」の由来)	300歩の屋敷地 を拝領	古義真言宗・高 野山末(上巻)
(⑭)	(藤棚白山神社)	教学院(皇国地 誌)、教覚院(貞 享由来)	当山派	地子地	—
⑮	泉野諏訪神社	理澄院	真言宗(ただし、 「当社」の由来)	屋敷を拝領	古義真言宗・高 野山末(上巻)
⑯	関野神社	金剛寺、金剛院 (貞享由来)	当山派	地子地	—
(⑰)	(泉八幡神社)	宝高寺(皇国地 誌)、宝高院(貞 享由来)	当山派	地子地	—
⑱	金沢市姫神社	観音院	真言宗	利常による塔建 立	古義真言宗・高 野山末(上巻)
⑲	金沢小橋天神	福蔵院	当山派	御替地の宮地を 拝領云々	—
⑳	豊田郷出雲社	出雲寺	天台宗(ただし、 「当社」の由来)	宮地三段拝領→ 作地に	天台宗・神護寺 末(上巻)
㉕	寺地天王社	宝光寺、願行寺 (皇国地誌)	本山派・山伏頭 (願行寺)	70間四方拝領	—
㉖	浅野川稻荷社	天道寺	当山派・山伏頭	地子地→替地を 拝領云々	—
㉗	卯辰松尾明神	福寿院	本山派	地子地	—

神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧

以上のように表2に掲載された全一八ケースのうち、藩政期にその別当であつたとされるのは真言寺院が六寺（うち、観音院が重複）、天台が三寺、時宗が一寺、本山派修験が三、当山派が五ということになる。これら寺院や修験のうち、復飾せずに現存している持明院（⑬の別当）、明治初頭に火事により焼失し、後に再興されたという伝承の玉泉寺（⑪の別当）の二寺を除いて、復飾したとされている。なお、修験以外の真言・天台・時宗の寺院計九寺は、全て『江戸幕府寺院本末帳集成』に掲載されていることを確認できる。

さらに、貞享由来には家屋敷や境内地のあり方について言及されているものがあるので、表の五列目に付記しておいた。この時期に由来を書き上げた全一七ケースのうち、⑥、⑭、⑯、⑰、⑳の別当の書き上げでは「地子地」と明記されており、この五者はみな修験であるが、他の全ては何らかの形で家屋敷などを拝領したことが主張されている。とはいえ、拝領した屋敷地以外の石高などを明記しているのは、延宝来歴に書き上げていた⑦（と⑱）、

⑩、⑪それぞれの別当、つまり観音院・神護寺・玉泉寺のみである（観音院は、前田氏による塔修理）。寺社領研究の成果として知られる安藤宣保の『寺社領私考』でも、これらを現・石川県内の黒印地・除地としてリストアップしているので（ただし、観音院は豊国社領扱⁽²⁵⁾い）、貞享由来にのみ書き上げていた他の別当寺院は黒印地・除地ではなかったか、もしくはそれに準ずる位置づけだったと見なしておきたい。

また、森田の縁起集は全て別当が「当社」などの縁起を書き上げた形式となっているものの、森田の筆写が正確でない傾向は先にも見た通りであり、延宝・貞享の由来に基づく限り、表の四列目のように⑬⑮⑳の各別当を除いては、自らの寺院もしくは修験の由緒を語ったものとなっている。

以上から、表2の別当の多くが現代の観点からは、確固たる神社に従属的存在として奉仕した社僧のように見え

るかもしれないが（そして、そのような見方の起点に森田の縁起集があるのだが）、藩政期の実態としては寺院として寺社領を付与されるかそれに準ずる扱いを蒙り、境内にささやかな鎮守社を祀るような形態だったケースがかなり多いのではないかと考えられるのである。

この点についてさらに、次節で神仏分離以降の言説がそうした近世の実態を歪曲する志向性を持っていたことを見たい。

四 森田平次の言説における金沢の神社と社僧別当

本節では、神仏分離以降の郷土史家の言説における、藩政期の金沢の神社と、そこに別当として関わったと位置づけられる社僧や修験の描かれ方を分析したい。そこでの言説が、近世期の実態をいかに歪めた先入見を我々に植え付けたか、明らかにするためである。事例としてとりあげるのは、既に複数回言及している郷土史家・森田平次の著作、『加賀志徴』および『金沢古蹟誌』である。

藩士出身の森田は、藩政期に既に『国事雑抄』のような編著書を著しており、全著作は九〇点以上に上るとされるが、⁽²⁶⁾時代的な制約から活字化された著作の多くは没後に出版された。本節でとりあげる両書も、正確な執筆年代は不明である。

まず『加賀志徴』は、金沢中心部を除いた（南から）江沼・能美・石川・河北四郡に関する、考証論的な地誌である。地名・寺社名や史蹟名勝を項目に立て、旧加賀藩内外の典籍を広く引用して考証がなされている。執筆時期は、別当の復飾や「旧藩」という表現が度々語られているので明治維新以降は確実であり、おそらく森田が野に下

りた明治九年（一八七六）以降の作と思われる。なお、一部に「金沢市」という表現もあるので、同市制開始の明治二二年（一八八九）以降が成立下限という可能性もある。現行刊本は上下二巻であり、金沢に関わる項目は下巻の後半に記されている。⁽²⁷⁾

一方『金沢古蹟誌』は、上記書で近郊地区を中心に記述されていた金沢市域について、上記と似た項目の立て方によって詳細に記述した大著である。上中下三巻からなる現行刊本の冒頭に明治二四年（一八九一）銘の序があるものの、活字化の際に依拠された手稿の成立はその時期ではなく、明治三六年（一九〇三）頃を成立下限とするという。⁽²⁸⁾このように、『加賀志徴』よりは若干遅れて執筆されたと考えられ、神社を含む同じ対象を考証する場合でも両者の記述姿勢がしばしば異なっている。

以下の議論では、森田の両書に見られる言説を三通りのパターンでまとめてみたい。その際、限られた紙数を生かすため、引用や言及する箇所を注記せず、必要な場合に本文中に両刊本の巻・頁数を付記する形とした。書名は、各々『志徴』『古蹟』と略記したいと思う。

1 氏神・産土神という位置づけと考証によるそれとの矛盾

まず、とくに『金沢古蹟誌』における別当が復飾して神社神職となったケースの語り方として、最も基本的なパターンを一つ引用したい。両書ともで最も多くの頁数が割かれている神社の一、②の石浦神社に関する項目の冒頭に、「当社は往古加賀郡石浦郷七村の氏神にて、石浦山王と称し、石浦村に鎮座す」とある（『古蹟』上、三二九頁）。続けて複数の文献が引用された後、「故に旧藩中は石浦山王地主権現と称し、別当をば石浦村慈光院と呼べり」（同、三三〇頁）とし、城内の産土神であったことも記している。

もう一つ例をあげると、⑨久保市乙剣神社の項目冒頭で、「当社は、尾張町・新町・今町・中町等千百余戸の産土神にて、甚だ旧社なりといへり。従前は真言宗法住坊別当にて、不動を本地仏となし来る処、神仏混淆御廃止に付き、明治元年一二月別当復飾し（後略）」（同下、四一〇頁）とある。

要するに、本書が執筆されたと考えられる一九世紀後半時点での神社名を項目として立て、冒頭に当該神社が位置する地区の氏神・産土神であることが示されるのである。その後、藩政期の別当寺院を紹介し、維新により復飾したことをさらに記す、という論述パターンである。このパターンで記述されている神社は、上記二ケースの他に（以下、巻・頁数を省略する）、⑦豊国神社、⑫豊田白山神社（項目名は「三社神社」）、⑬白鬚神社、⑭藤棚白山神社、⑮諏訪神社、⑯関野神社、⑳出雲神社、㉑八坂神社（同、「祇園社」と数多い）。

さらに、別当や復飾・還俗の件がストレートに繋がらないものの、所定の地域の氏神・産土神であることを明記するのは、他に⑥犀川神社、⑱市媛神社（同、「市姫神社」）などがある。

以上のような言説パターンのうち、氏神・産土神のくだりは、執筆時点のことかその神社の本質なのか、曖昧な表現に留まっている。前者であれば問題はないが、もし後者の意味だとすると、森田が上記のいくつかの項目で述べている、当該神社の度重なる遷座と矛盾することになるからである。

すなわち、最初に言及した②石浦神社は、本多町に慶長七年（一六〇二）に遷座する前は長町にあったとされ（『古蹟』上、三二九―三三〇頁）、長町の旧社地についても重ねて考証されている（同中、七一―八頁）。また、『加賀志徴』でも、同年に遷宮したことが述べられている（『志徴』下、二七四頁）。さらに、明治四年（一八七二）に郷社に列格した後、仏殿造りであったことと手狭であったことを理由に、明治一二年（一八七九）氏子が移転を県庁に申し出、

翌年に近くの旧藩士邸跡の現社地へ移転したとされる(『古蹟』上、三三二頁)。

同じく引用した⑨久保市乙剣神社も、元は今(執筆時点)の新町にあったが、元和二年(一六二六)城下の町地立で替えに際して卯辰山に移され、金剛寺の跡として今も残る、などとする(『古蹟』下、四二〇―四二二頁)。また、現社地にさらに移転したのは、寛永一二年(一六三五)に金沢の大火があり、街割りが変わった後のことだという(『志徴』下、二八九頁)。ただし、後者は史実と異なるらしく、森田は別の箇所、廃藩置県の際、元の地に邸宅を構えていた西尾氏が退却したので、乙剣の氏子が県と教部省に申請し、明治九年(一八七六)に卯辰山の神殿を旧地へ遷宮することができた、としている(『古蹟』下、四二二頁)。

この他、⑦豊国神社、⑩尾崎神社、⑫豊田白山社(三社神社)や⑬市媛神社(市姫神社)も遷座について細かな情報が記されている。これらが史実通りであるなら、当該神社を現社地一円の氏神・産土神として位置づける森田の基本姿勢は、(②や⑨で、現社地への復座を当地氏子の請願によるとするものの)自らの考証記事と矛盾を余儀なくされるだろう。

2 神祇の勧請と仏教的宗教者の介入

次に、仏教系宗教者が介入する前にもしくはその者の尽力で当該神社の祭神が勧請されたという語り口、あるいは仏教系宗教者の介入は語られないまま祭神の勧請のみが語られるパターンである。

まず、勧請のみの例を見よう。⑮諏訪神社についての別伝として、当社は能美郡小松の諏訪神社の神霊を勧請したもので、前田利常が小松在城の折りに鷹匠らによって信仰されていたが、利常没後軽卒どもが金沢に戻ったのに伴い、泉野の地に組地を給わって諏訪神社を勧請したのだ、とされている(『古蹟』中、四八八頁)。

次に仏教系宗教者の介入が語られる例として、まずその介入の前に神の勧請が語られるケースから見よう。②⑥浅野川稻荷神社について、次のようにある。「長享の頃富樫泰高、久安村に居館を造営ありし頃、彼の社に稻荷明神を勧請せられ、天道院といふ修験者を社僧となして奉仕せしむ」(『古蹟』下、四三〇頁)。

仏教系宗教者が祭神を勧請した、とする語りについても見ておこう。⑫豊田白山社(三社宮)に関して、「或云、常光寺はもと白山の衆徒にて、乱世の比衆徒共諸方へ散乱し、其砌常光寺の先代も白山を去て、後此三社の地に居住し、白山三社の神を勧請し地主の神とせしむが、遂に地名にも呼たるなり」(『志徴』下、三一三頁)。また、⑬闕野神社の項目では『山伏金剛寺由来記』を引用し、その元祖という三悦坊について、「慶安之頃同村伊右衛門与申者神明宮勧請仕、即別当に相成り社務仕来申候とあり」などとして、今も欠屋伊右衛門として社辺に居住する者をその子孫とする(同、二四〇頁)。

以上のように、森田が個々の項目で語る神社についてその祭神の勧請を引き合いに出す場合、あくまで勧請された神が主であると位置づけ、それに奉仕する仏教系の別当を従と見なしている(そのため、それが語られない場合もあるのだろう)、と理解しうるのではないだろうか。

3 仏穢の語られ方

三番目に、神社への別当の介在をいわゆる仏穢として否定的に位置づける森田の言説に注目したい。この語が森田によって明治前半に著された排仏論的な著作にクリーシェ的に繰り返されることを、筆者がかつて指摘したことがあるからである。⁽²⁹⁾

今回考察対象とした旧金沢市域の神社に関する森田の言説のうち、「仏穢」という語そのものが登場するのは、

⑨久保市乙剣神社に関する一箇所のみである。すなわち、「明治元年一二月法住坊復飾して、久保市金吾と改称して神職と成り、久保市山金剛寺法住坊の号を廃し、本尊不動尊をば取除け、其の以来の仏穢を清浄になしたりけり」(『古蹟』下、四二二頁)、とある。

この他に、神社への別当の介在が否定的に語られる典型は、②石浦神社についてである。例えば、「按ずるに、石浦長谷観音は、相殿なる客神社の本地仏にて、山王は往古より一郷の惣社なるから、今に地主権現とは称するなるべし。中古より仏法盛なるまま、諸社皆僧徒入込、本地仏といふものを置、郷民も仏像に深く帰依して、神社をば脇ぎまになし、遂に神社変じて仏閣と成たるもの諸国多し」(『志徴』下、二七五頁)などと、諸神社に僧徒が入り込んだことを「神社をば脇ぎま」という表現により苦々しく位置づけている。

また、排仏論的な文言が直接現れてはいないが、現社地への遷座前にあつた観音堂跡に関して、「此の観音は、石浦山王の本地仏にて、石浦観音或は長谷観音とも呼べり。従前は此の観音をば地主権現と称し、石浦一郷の氏神の如く成し来たり。是真言の僧侶の別当せしゆゑ也」(『古蹟』中、八頁)と、真言の別当が観音像を氏神のように位置づけたのだ、と否定的な含意を感じさせる表現で述べている。

さらに、同神社が式内・三輪神社であるか否か、という考証においても、「旧説に曰く、石浦の社は、旧号石浦山王と称し、或は地主権現とも呼べりといへども、是皆後世の俗称にて、延喜式神名帳に載せられし加賀郡三輪神社是也と云ふ。平次按ずるに、石浦郷七村の惣社にて、旧藩中は府城の惣巡り凡そ四千三百余戸の産土神にて、金沢市第一等の産土神なれば、式内三輪神社也という旧説さもあるべし」(『古蹟』上、三三二頁)としている。議論の主眼は式内社の考証なのだが、その中で同ケースが権現社と呼ばれることに否定的なニュアンスが、ここにも

含意されていると思われる。また、社殿の変遷を追跡する中で、文政元年（一八一八）再建された後に山王社が破壊されたので、嘉永元年（一八四八）の山崩れによって潰れるまでの間は本地観音堂を以て社殿としていた、と率直に記述し、それが地主権現という称の由来だともしている（同、三三〇―三三二頁）。

現在では本稿でとりあげた金沢の神社のうち、⑫豊田白山神社（三社神社）がほぼ唯一、今も残る寺院風の山門によって神仏習合時代の面影をわずかに感じさせるが、同社について『加賀志微』『金沢古蹟誌』とも三社という珍しい呼称および白山衆徒との関わりが話題になるのみで、排仏論的な言説は一切見られない。それでは、石浦神社のどこが森田を刺激したのだろうか。

森田の両書での石浦神社（石浦山王社）言及の中で、寛延二年の由来書の一部が引用されるし（おそらく、別当慈光院が書き上げた由来と思われるのだが）、寛永八年（一六三二）銘の氏子地図も残されているという。そのような典拠により一郷の大社と位置づけようとするにも拘わらず、森田が社僧別当を否定的に位置づけざるを得なかったのは、おそらく藩政期の真言宗慈光院が実際には寺院主体で、後世の和田文次郎の形容によれば「観音堂の鎮守³⁰」として小さな社を境内に添えていただけではないか、と考えられるからである。あるいは、森田自身が同社の遷座について考証していたように、一九世紀前半に山王社そのものが不在となった一時期があったのかもしれない。

そのような近世の実態が、森田の考える氏神・産土神の本質からの顕著な逸脱であったがために、彼の排仏論的言説がこのケースに集中したのではないだろうか。

五 まとめ

以上見てきたように、金沢の神社を巡る森田平次の言説においては、それらが産土神のような本質を有すること、そこに社僧や修験のような本来の姿からはずれる存在が従属的に関わる場合があったこと、さらに場合によってはそのことが「仏穢」のような表現で否定視されていた。

こうした森田の神社論は、既に何度か参照してきた弟子格の和田文次郎『稿本金沢市史社寺編』や、敗戦後に度々森田への尊敬の念を表明してきた郷土史家・民俗学者である小倉学⁽³¹⁾の編纂した『神道大系』石川県分ばかりでなく、『国事雑抄』『加賀志徴』『金沢古蹟志』を校訂して刊行にこぎつけた、和田より若干若い世代の郷土史家・日置謙（一八七三—一九四六）の言説⁽³²⁾によっても、拡大再生産されてきたのである。そのため、現在では藩政期の金沢の神社について、純然たる神職が祭祀を司った五社を除く多くの神社には社僧別当や修験が奉仕していた、という見解が常識化してしまった。

本稿では、第二、三節でのいまだエクステンシヴに留まる概観によって、そうした見方が藩政期の実態とかなり隔たるのではないかとの提唱を試みたが、それが妥当か否かは、神仏分離令から上知令に至るインテンシヴな実態分析が個々の神社について可能になるのを待つしかない。

それでは、本稿固有の考察の意義はどこにあるのだろうか。

一つには、他地方の実態分析でも提唱されていた点⁽³³⁾であるが、神仏分離の中心に排仏運動があった訳ではないことを、森田の言説からも裏づけえたことであろう。前節で見たように、森田が項目を立てて語っている多くの神社

について、藩政期において社僧のような勢力が介入したことを非難しているのは、②石浦神社と⑨久保市乙剣神社に関してだけだったからである。そして、彼がこの両例に対して否定的なことを書いたのは、おそらくこの両者が近世に森田の考える神社の本質と異なる性格を持っていたからではないか、と前節では推定した。

もう一つは、森田の言説が僧・修験の復飾を含む神仏分離政策を正当化するイデオロギーを有していたことから起きた問題である。こうしたイデオロギーは、彼が石川県の社寺係であったことから当然抱いていたものと考えられるが、当該政策を正当化する言説を彼が展開することによって、逆倒した近世の神社像、つまり復飾した別当的存在がいたから藩政期には神社であった、という偏見を助長したのではないか。

実際に加賀藩の金沢城下では、社人がおらず、僧や修験のみが関わっていた寺院とも神社ともつかない宗教施設が二〇以上もあり（表2の一八ケースは、明治初頭に廃祀となった堂社の別当四ケースを省略していた）、藩の寺社書き上げや幕末の藩選地誌などでは、それら全てが寺院もしくは修験として数え上げられていた。

そうした、まさに神仏習合的な宗教施設に依拠した仏教者が明治初頭に何らかの理由により復飾した後、森田が彼らを藩政期に神社に従属する社僧であったかのように語ったことにより、金沢には正規の社人が奉仕していなかった（本来的でない）神社が数多く存在していたが、神仏分離によってあるべき姿に戻った、といった先入見が生成したのではないだろうか。

注

（1）辻善之助『日本仏教史之研究』金港堂書籍、一九一九年、七二―七八頁（この箇所に対応する辻の論文「本地垂迹説の起源に

神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧

ついて」の初出は、一九〇七年。

- (2) 例えば、和田文次郎『稿本金沢市史社寺編』(名著出版、一九七三年、初出一九三三年)の四頁に、「藩政時代には、神仏混淆大に行はれ、市内にても五社並に今の国造神社・浅野神社・児安神社等を除くの外は、真言・天台の僧が、社僧・別当の名に於て神事を勤めたるにて、その数二十に余りぬ」とある。

- (3) 例えば、安藤宣保『寺社領私考』愛知県郷土資料刊行会、一九七七年、参照。

- (4) 例えば、厚見正秀『金沢市内神社写真帳』金沢市神祇会、一九三二年、岡野正策『金沢市神社大観』金沢市神祇会、一九四二年、『石川県神社誌』石川県神社庁、一九七六年、など。その他、現在の市域に点在する主な神社三五社について地図・写真と共に各宮司による紹介を載せたものとして、國學院大學院友会石川県支部編『金沢城下町 社寺信仰と都市のにぎわい』北國新聞社、二〇〇四年、一三一―二〇八頁、がある。

- (5) 森田平次『国事雑抄』上、石川県図書館協会、一九三二年、二四頁。

- (6) 例えば、日置謙『金沢古蹟誌解説』(森田『金沢古蹟誌』下、歴史図書社、一九七六年)の七五八頁に、「それは原文の直接引用ではなく、当面の目的を達しさへすればよいとして、擅に原文を変更し、若しくはその大意を取るに止めてあることである」とある。

- (7) 例えば、和田『稿本金沢市史社寺編』(注2前掲)、一五一―一七頁。

- (8) もっとも、現在のこの二社、および田井天神を継承する椿原天満宮に所蔵されている文書によると、各社と吉田家との最初の繋がりを示唆するのは、古い順に寛永一七年(一六四〇)の神道裁許状(小坂神社文書)、寛文三年(一六六三)の口宣案(安江八幡宮文書)、寛文七年(一六六七)の神道裁許状(椿原天満宮文書)だとされる(『金沢市史資料編 13 寺社編』金沢市、一九九六年、四七五―四七八頁)。このうち、本稿ではとりあげないと本文で述べた小坂神社は、『国事雑抄』に同社社人が「長兵衛」なる俗名で署名していた慶安を遡る時期の裁許状となるが、この辺の事情は不明である。

- (9) 『加越能寺社由来』上、石川県図書館協会、一九七四年、一〇九―一五二頁。「公的寺社」という位置づけは、大桑斉「加賀藩の寺社改め」(『加越能寺社由来』下、石川県図書館協会、一九七五年)、六七五頁、六七九頁。

- (10) 小倉学「解題」(『神道大系神社編三三』神道大系編纂会、一九八七年)、三〇頁(加賀・能登国分)。

- (11) 貞享二年の由緒書上の内、寺院と修験道分については、『加越能寺社由来』上(注9前掲)、二二七―七六三頁。神社分で書き上げられたはずの卯辰八幡宮が欠損していることは、同書下巻の解題、六二二頁を参照。

- (12) 『寺社由来』は、前掲『加越能寺社由来』上、一五三―二二五頁。

- (13) 『御領国神社来歴』は、『加越能寺社由来』下(注9)、二九一六一頁。
- (14) 注10の小倉「解題」三一頁に『御領国神社来歴』の解説として、由来書を提出した主体について、「加賀藩から社領を与えられ、しばしば祈禱を命じられるなど特別の崇敬社一社」とある。
- (15) 『国事雑抄』下、石川県図書館協会、一九三三年、八〇六―八二〇頁。
- (16) 『加越能寺社由来』上、九九―一〇一頁。
- (17) 日置謙(校訂)『加越能三州地理志稿』石川県図書館協会、一九三四年、五九―六〇頁、八九―九〇頁。
- (18) 注2でも言及した和田文次郎は、「加賀にて延喜式神名帳に登せられたる神社は四十二座、内石川郡に在るもの十座、加賀郡に在るもの十三座、その的虚の疑はしきもの二三なきにあらざれども、現今金沢の地域内に在るものなし」としている(『稿本金沢市史社寺編』一頁、なお原文中での式内社計二三社の列挙は、引用において割愛した)。
- (19) 『稿本金沢市史社寺編』、八―九頁。
- (20) 『式内社調査報告 第十六卷北陸道』2、皇學館大学出版部、一九八五年、参照。
- (21) 皇国地誌金沢区分の活字化のうち、神社に関する記述は、『石川県史資料 近代編』(1)、石川県、一九七四年、五三―六〇頁。この底本は、明治一四年(一八八一)に内務省へ上呈されたものの、石川県に残された複本だという。同県における皇国地誌の成立と残存状況については、矢ヶ崎孝雄「皇国地誌解題」(前掲書、一―六頁)を参照されたい。
- (22) 同神社に関する代表的な文献は、北村魚泡洞『尾山神社誌』尾山神社社務所、一九七三年。
- (23) 『加賀諸神社縁起』は、『神道大系神社編三三』(注10)の加賀・能登国分二一三―一八〇頁に所収。
- (24) 寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』上中下、雄山閣出版、一九九九年(第二版)。
- (25) 安藤宣保『寺社領私考』(注3前掲)、二八六―二八七頁に石川県の黒印地・除地が掲載されているが、そのうち金沢の神社は⑦豊国神社のみであり、金沢五社は見られない。他に本稿表2に神社別当として出る中では、⑩の神護寺(東照宮別当と傍記)と⑪の別当・玉泉寺という二寺のみである。安藤著書の妥当性は別に検討が必要だろうが、当地の寺社領に関しておそらく唯一の先行研究と思われるので、明記しておきたい。
- (26) 日置謙「金沢古蹟志解説」(注6)、七四七頁、七五一―七五二頁。この他に、詳しい森田の経歴と書誌情報が載るのが、『森田文庫目録』石川県立図書館、一九九四年。
- (27) 森田平次・日置謙(校訂)『加賀志徴』上下、石川県図書館協会、一九三六年。
- (28) 森田平次・日置謙(校訂)『金沢古蹟志』上中下、歴史図書社、一九八六年(復刻版、初版は一九三四年、金沢文化協会より

神仏分離後に語られた藩政期の神社と社僧

刊)。底本の成立年代については、注6の日置による解説七五三―七五四頁を参照。

- (29) 由谷「加賀白山における排仏論」(『山岳修験』第一一号、一九九三年)。森田は、激しい廃仏棄釈を伴う白山からの仏体下山を官吏として指揮しており、同論文では、その後に森田がおそらく自らの行為を正当化する意図をもって著したと考えられる、『白山記攷証』および『白山神社考』について考察した。

- (30) 和田『稿本金沢市史社寺編』(注2)、六三―六四頁の石浦神社の項に、「森田平次は、社僧が本地仏を主張し、主神をば観音堂の鎮守となしたるなれば、これを徴證とするに足らずといへり」などとある。

- (31) 注10の他、小倉学「明治初期における金沢藩及び石川県の式内社調査」(『石川県郷土史学会誌』第二〇号、一九八七年)参照。この論で小倉は、『特選神名帳』の編纂に際して府県に要請された調書のために、森田が「正確にして精密なる考証書」を纏めたことを論じ、その功績を称賛していた。

- (32) 日置謙編『石川県之研究神社編』石川県教育会、一九一八年。

- (33) 田中秀和『幕末維新时期における宗教と地域社会』清文堂、一九九七年、参照。